

姫路港・相生港・赤穂港津波対策実施要領

平成 24 年 6 月 22 日 制定
平成 26 年 3 月 7 日 改正
平成 30 年 6 月 22 日 改正
令和 3 年 7 月 1 日 改正

1 目的

この要領は、津波発生時において、姫路港（八木港を含む。以下同じ。）、相生港、赤穂港（以下、「姫路港等」という。）在港船舶等が、姫路港長及び姫路海上保安部長（以下、「港長等」という。）から発せられる勧告（以下、「勧告」という。）区分に対応した船舶の措置内容及び勧告の伝達方法等について定めることを目的とする。

2 勧告区分及び措置内容

港長等は、次表のとおり気象庁から発表される津波警報等及び南海トラフ地震臨時情報に応じて勧告を発出することになっている。

船舶及び船舶運航者等は、地震発生情報を入手したときは速やかにテレビ、ラジオ、携帯電話、メール、ワンセグ放送、ウェザーサービス等あらゆる手段を用いて気象庁発表の津波情報を収集し、港長等からの勧告が伝達されない場合においても勧告に対応した措置を講じるものとする。

(1) 津波警報等が発表された時

気象庁が発表する警報・注意報の種類	港長等が発出する勧告区分	措置内容
津波注意報 (予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。)	津波第一体制	1 一般船舶 津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。 小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。 2 危険物船 津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策を講じること。更に、必要のある場合は荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。
津波警報 大津波警報 (津波警報：予想さ	津波第二体制	在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し次のとおり対応すること。 1 一般船舶 (1) 速やかに荷役・作業を中止し、津波到達予想

<p>れる津波の高さが高いところで1 mを超え、3m以下の場合。) 大津波警報：予想される津波の高さが3 mを超える場合。)</p>		<p>時刻等を考慮のうえ安全な海域へ避難すること。 (2) 修繕中の船舶等は、係留の強化を行うなど保船に万全の措置をとること。 (3) 小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。 2 危険物船 直ちに荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。</p>
<p>津波注意報、津波警報、大津波警報解除</p>	<p>港長等が港内の安全を確認した後、津波第一体制、津波第二体制を解除する。</p>	<p>入港する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し、安全に留意すること。</p>

注1：上記勧告解除後においても、港長等は、状況に応じて、「航行自粛勧告」「航行制限」「航泊禁止」の措置を講じることがあるので留意すること。

注2：措置内容における「一般船舶」とは、危険物船以外の船舶をいい、「小型船舶」とはプレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の大きさの船舶をいう。

「危険物船」とは港則法に基づく危険物積載船舶をいう。

注3：「陸上避難」とは乗組員等が陸上の高い場所に避難することをいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された時

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報	港長等が発出する勧告区分等	措置内容
<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時（発表から約1週間）</p>	<p>南海トラフ地震警戒強化勧告※1</p>	<p>① 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに発出できるよう準備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・ 岸壁管理者の対応の確認 ・ 荷主企業等の対応の確認 ・ 各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認 ・ 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること <p>② 自主的な避難行動をとること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に必要な支援体制を受けられない、

		岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること
--	--	---

注1：気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に応じて、南海トラフ地震警戒強化勧告の解除等を実施する。

注2：上記以外の気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報があった場合は、姫路海上保安部から本情報に関する注意喚起の発表があるので留意すること。

3 勧告等の情報伝達方法

(1) 情報伝達手段

イ 姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱別表1～4「台風・津波対策通報連絡系統」により電話、FAX又はメールにより伝達する。(通信連絡系統の被害がなく使用可能な場合に限る。)

ロ 各組織の通報担当者は、関係船舶及び船舶運航者等に勧告内容について周知徹底する。

ハ 上記のほか、次表のとおり情報提供される。

伝達手段	伝達方法
無線電話等	イ 第五管区海上保安本部から ・国際VHF(使用電波16/12ch)にて放送される。 ・委員会構成員に対し一斉にFAX送信される。 (いずれも南海トラフを震源域とする地震津波に伴う「津波第二体制」に限る。)
海の安全情報ホームページ	姫路海上保安部 海の安全情報(沿岸域情報提供システム)に掲載される。
巡視艇等	姫路海上保安部の船艇により拡声器等により周知される。

注：大規模地震・津波の襲来により、停電又は通信手段の確保が困難となることも想定し、日頃から、荷役作業開始前に船陸間において津波発生時における情報入手及び避難措置等について確認に努めること。

(2) 情報伝達の内容

勧告等の情報は、別添「情報伝達例文(津波)」の内容で伝達する。

4 避難場所

(1) 船舶の大きさ、運航状態等により対応が異なることから、在泊船舶は津波の高さ、津波到達予想時刻等を勘案のうえ、乗組員の生命の安全を第一に考慮し避難場所を選定すること。

小型船舶で陸上避難する場合は、余裕のある範囲で安全な場所で係留強

化や海上に流出するおそれのない場所に陸揚げ固縛の措置をとること。

- (2) 港外に避難する船舶は、播磨灘航路や明石海峡航路など船舶交通が輻輳する海域などを除いた場所において、津波到達予想時刻、緊急離岸に要する時間、速力等を勘案し、十分な水深が確保された安全な海域を海図などから事前に確認しておくこと。

なお、大津波警報・津波警報が発令された場合、海上交通安全法第32条第1項により津波到達予想時刻をもって明石海峡、友ヶ島水道、鳴門海峡が航行制限となるので留意すること。

5 本要領の船陸関係者各個マニュアル等への反映、訓練の実施等

本委員会関係者は、本要領に基づく所要の措置について、関係船舶及び関係事業所等の津波対応マニュアル等に反映するとともに、津波防災訓練の実施等により、船陸関係者の津波被害を最小限に食い止めるための態勢を確立するよう努めるものとする。